

答 申 第 2 7 7 号  
平成 2 0 年 6 月 1 8 日

千葉県教育委員会  
委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 9 年 9 月 2 5 日付け教財第 4 1 4 号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 3 6 3 号

平成 1 9 年 7 月 1 2 日付けで提起された、平成 1 9 年 7 月 1 0 日付け教財第 2 7 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成19年7月10日付け教財第270号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象文書を全部特定していない。平成18年度以前の開示文書に対象があることを故意に隠している。
- (2) 登録番号は鋸南町教育委員会が公表している。
- (3) 補助金適正化法違反を隠すため部分開示としたのは許されない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成19年6月15日付けで、「平成19年度の勝山小建て替え申請書類に関する一切の書類（H16年度以降の書類が対象）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、「平成19年度公立学校施設整備費国庫負担金の認定申請について（進達）の起案文書のうち勝山小学校に係る部分」（以下「本件対象文書」という。）を開示請求に係る行政文書と特定した上で、本件対象文書には個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報が記録されていることを理由に本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 本件対象文書を特定した理由について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）は、各市町村が市町村立学校の増改築等を行う場合に、その費用の一部を国が負担することを定めており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）は、各市町村が当該国庫負担金の交付の認定申請書を、都道府県の教育委員会を通じて文部科学省に提出することを定めている。

そして、市町村立学校の増改築等の申請に係わる書類として実施機関が保有する行政文書は文部科学省に提出するために作成された起案文書一式だけであり、鋸南町から勝山小学校

の建替えに関する当該国庫負担金の交付の認定申請書が提出されたのは平成19年度のみであることから、本件対象文書を特定した。

なお、平成18年度、実施機関から鋸南町に対し、市町村立学校の増改築等に関し、建築計画に関する調査を3回実施し、鋸南町から実施機関に対し3回回答がなされている。本件請求はその内容があくまで「建て替え申請書類に関する一切の書類」であったため、本件対象文書のみを特定したものであり、上記建築計画に関する文書は、本件決定後に異議申立人からなされた、「建て替えに関する一切の文書」を内容とする開示請求に対し開示済みである。

## (2) 部分開示とした理由について

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号本文該当性について

建築士の氏名及び個人の印鑑の印影は、特定の個人を識別することができる情報である。

また、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9の規定により、建築士事務所の当該建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）及び事務所に属する建築士の登録番号、氏名を記載した書類が、各都道府県において閲覧に供されている。このため、氏名、個人の印鑑の印影のみを不開示とした場合でも、氏名及び印鑑の印影を不開示とした建築士が所属する建築士事務所が開示されているため、登録番号から特定の個人を識別することができるものである。

よって、氏名、印鑑の印影及び建築士の登録番号（以下「建築士の氏名等」という。）は、条例第8条第2号本文に該当する情報である。

イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

本件決定で不開示とした部分を開示することにより明らかとなる情報は、特定の施設の耐力度調査を実施した建築士の氏名等であり、法令等の規定により閲覧できる情報ではなく、慣行として公になっているものでもないため、ただし書イに該当しない。

ウ その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由で、補助金適正化法違反を隠すため部分開示したと主張するが、本件決定は、条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当する情報であるため不開示としたものである。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成19年7月12日付けで、本件決定の取消しを求め異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行ったものである。

## 2 対象文書の特定について

実施機関によると、本件請求はその内容があくまで「建て替え申請書類に関する一切の書類」であったため、本件対象文書のみを特定したとのことであった。

公立小学校の増改築等に係る事務処理の流れ等をかながみると、実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、対象文書の特定に関する実施機関の判断は妥当である。

なお、平成18年度に作成・收受された、市町村立学校の増改築等の申請に先立ち実施機関が市町村に対し実施した市町村立学校の増改築等に関する建築計画に関する調査及びその回答に係る文書については、本件決定後に異議申立人からなされた、「建て替えに関する一切の文書」を内容とする開示請求に対し開示済みとのことであり、その際異議申立人からは文書の特定に関し何ら不服は申し立てられなかったとのことであった。

## 3 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、本件対象文書に記録された情報のうち、建築士の氏名等を条例第8条第2号に該当し不開示としているので、以下検討する。

### (1) 条例第8条第2号本文該当性について

#### ア 建築士の氏名及び印鑑の印影について

建築士の氏名及び印鑑の印影は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であることから、本号本文に該当する。

#### イ 建築士の登録番号について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による改正後の建築士法第23条の9並びに建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第66号）による改正後の建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第19条第2号及び第20条の4の規定により、「建築士事務所に属する建築士の氏名並びにその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号」は都道府県において閲覧に供されている。

ところで、従前閲覧に供されていた管理建築士の氏名に加え、管理建築士以外の建築士の氏名や登録番号が閲覧に供されるようになったのは平成19年6月20日からであり、本件請求のなされた平成19年6月15日には未だ閲覧に供されてはいなかったものと認められる。

しかし、平成19年7月10日付けでなされた本件決定時には、管理建築士を含めた建築士の氏名や登録番号は閲覧に供されていることをかながみると、建築士の氏名等を不開示とした建築士が属する建築士事務所名が開示されているため、登録番号は特定の個人を識別することができる情報であるとして、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

### (2) 本号ただし書イ該当性について

建築士事務所に属する建築士の氏名及び登録番号を閲覧に供した建築士法改正の趣旨が、建築士事務所の業務の適正化であることをかながみれば、本件対象文書に記録された、特定

の施設の耐力度調査を実施した建築士の氏名等は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないとする実施機関の説明に特段不合理な点を認めることはできないことから、本号ただし書イに該当しないとする実施機関の判断は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 9. 25	諮問書の受理
19. 11. 13	実施機関の理由説明書の受理
20. 2. 29	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 3. 18	審議
20. 4. 22	審議
20. 5. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年5月27日現在)